

令和3年3月30日開催

第 27 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第27回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月30日(火) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町ピュアプラザ

3. 出席委員 9 人 (欠席委員1名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	欠
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔
主幹	神	谷	貴史
再任用職員	石	丸	修司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

報告第2号 現況証明下附願いに対する発給の専決処分について

議案第1号 農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第7号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第8号 令和2年度農委業委員会活動計画の点検・評価結果及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について

議案第9号 令和3年度の下限面積の確認について

議案第10号 農業委員会事務局職員の任免について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和3年3月30日招集、第27回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は9番野表委員が欠席です。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	挨拶
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、5番岡田委員、6番安田委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを議題とします。</p> <p>報告第1号1番及び2番を一括して議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況確認については2件です。</p> <p>議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第1号1番及び2番を議案書をもとに説明】
議長	ただいまの説明について、地区担当農業委員から補足説明ありませんか。
8番	ありません。
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>なければ、報告第1号1番及び2番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	賛成多数ですので、報告第1号1番及び2番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	<p>次に報告第2号、現況証明下附願いに対する発給の専決処分についてを議案とします。事務局より報告第2号順位1番から2番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給の専決処分については2件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第2号1番及び2番を議案書をもとに説明】
	<p>順位1番は、都市計画区域内にあります周りが既に宅地化されている農地で、分筆してその都度、非農地ということで証明しており、今回、急を要するということで会長に報告し、現地担当の委員に判断していただいて、証明書を発給しております。</p> <p>順位2番は、宅地に隣接した狭隘な土地で、管理が難しい土地で、地目変更後に宅地も含めて売却する予定ということもありまして申請が出されているものです。地区担当農業委員に現地を確認していただき、現況証明は問題ないということでご意見をいただき、会長専決により証明書を発給しております。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	ただいまの説明について、地区担当農業委員から補足説明ありませんか。 (ありませんの声あり)
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長	なければ、報告第2号は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第2号は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。 事務局より議案第1号1番について説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに説明】 この土地については、後ほど強化法の8番で出てきますが、賃貸する予定の土地の中に細長く入っているため、その部分を解約し、同じ方に借りていただくことになっております。
議長	ただいまの説明について、地区担当農業委員から補足説明ありませんか。
6番	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、議案第1号1番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 議案第2号1番について事務局説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、破産に伴い、これまで賃借していた借り受け人から、農地を買い受けたいとの申し出があったもので、譲受人は経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項に各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われれます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
7番	ございません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に事務局より議案第2号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番ですが、経営移譲のため父より生前一括贈与を受けるものです。

なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号2番について、これを許可することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可することと決定します。

議長 次に事務局より議案第2号3番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、営農効率の向上を図るため、近隣の農業者より農地を受贈するものです。なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われれます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番について、これを許可することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番はこれを許可することと決定します。

議長 次に事務局より議案第2号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番は、畑作として新規就農したいとのことで、農地を借り受けたく申請があったものです。これについては、新規就農ということで、別に営農計画をお配りしていますが、主に根菜をこの農地を使ってしたいとのことです。1年目から2年目はニンジン、3年目に玉ねぎを挟め、4年目、5年目は大根ということで、5年間の収支計画が出されています。5年後の収支が町が出している指針を上回るということで問題ないものと見ています。今まで他の2町で営農していて、1か所ではそばをやっていて、自分も見てきて、問題なくやっていました。現在、道内各地で申請していて、確認したところ親会社で太陽光発電を行ってしまして、関連会社で農地所有適格法人を作り、全道各地で根菜類を作って出荷したいということで申請が上がってきたものです。

当初、農地を売買により取得したいということでの申請で、太陽光発電の設置を見据えて申請するものであれば乱立が懸念されましたが、最近、営農型発電というのが出てきて、架台の上に小さい太陽光パネルを隙間を開けて敷き詰め、遮光しないような設置方法によりパネルの下で営農できるものが出ていて、申請人が目指しているものはこうした方法によるもので、例えば蓄電して、その地区の災害時にライフラインとして携帯電話に使うとかそういったこともしているということで確認しています。ただ、営農で申請する分には3条の要件は満たしていると考えますが、植えたとたんに太陽光パネルを乱立するようなことであれば許可にならないので、事務局としては、まずは3年間は安定して営農してもらい、更には全道各地の情報を収集し、また地元農業委員、推進委員さんだけでなく全農業委員さんを含め確認のうえ、営農型発電というのが営農に支障なくできるのか判断しなければならぬと思っています。とりあえず今回の申請は農地法3条賃貸借による農作物の生産ですので要件は満たしていると考えております。ご審議のほどお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

4番 農業従事者が二人になっているが、二人でできるのか

事務局 農業従事者の二人は法人の構成員で、地元の方は入っていません。構成員については二人とも100キロ以上離れた札幌に住んでいることから、必ず地元農業者を確保して、営農を安定させるのと、離れていても農地を管理することができるのか、きちんと地元を足運び仕事の指示を出して、計画どおり進んでいるのかチェックすることができるのかの確認はできています。ですが新規法人ということもあって、実際やってみないときちんと遂行できるのかはわからないこともあって、地元の農業委員、推進委員さんを中心に事務局も中に入って、実際きちんと行われているかをチェックしていかなければならないと考えております。

議長 他に何か質問はございませんか

事務局 営農型発電について、次回総会で資料を準備して、少し時間をとっていただいて、勉強会をしたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

議長 質問がなければ、議案第2号4番について、これを許可することに異議ございませんか。
(発言なし)

事務局 3条の許可については、解除条件付きの許可という方法があります。解除条件付きとは、例えば、自分勝手にやって隣の農地に影響を与えたりとか、計画通りにやっていないとか、調和要件など農地法の3条の許可要件を破っていると判断した場合には強制的に解除する。例えば勝手に太陽光パネルを設置したりすれば撤去させ、強制的に解除するといった解除条件付きの許可で対応させていただきたいと思っております。

4番 営農型発電というのがわからない。目的外の農地の利用となったときには、あくまでも農産物生産のためということで、以外の目的であれば解除ということで、今できるのはそこまでか。

事務局 今回は、あくまでも根菜類を作りたいということを前提に土地を借りたいということで、後にそういったものになるかどうかはわからないですが、もしそうなったら困るので、皆さん方には説明をさせていただいて、今のところは純粋に根菜類を作りたいということで聞いています。

議長 現時点では、何も差し支えないということになります。

事務局 補足ですが、私も一緒に会社から話を聞いていて、会社の方針で農業分野にも進出するのに全道に土地を求めているということで、先駆け的に原野を使って今はそばをやっている。農地を借りてやるのが今年からなので、先駆け的になる。あくまでも農業をするという子会社が法人格を取って当町で根菜類をやるという計画で、きちんと説明を受けていますし、現場管理が不足しないよう伝えていますが、また、それ以外に使用することがあれば当然のことながらということも十分話はさせていただいています。

議長 その他、質問はありますか。
(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、ご理解していただけたということで、これを許可相当とすることに決定してよろしいですか。
(返答なし)

事務局 この業者が相談に来られた時には、営農する分には応援させていただくと、徐々に管理される農地が減っていく中で、作物を作るということで来ているのですから、それは大いに歓迎はするが、とにかく太陽光発電を無許可で始めたら法的な措置で撤去してもらいますということをはっきり伝えてあります。ですから、当面、きちんと営農していているのかを地区の農業委員、推進委員さん、そして事務局で見守っていきたいと考えています。

4番 ただ、農業所得と人件費、労働力が書いていませんよね。収支バランスも、ここだけでは取れていないですよね。そうしたらどこで取るのかといったときに他の収支はどうなっているのかということを考えないと、マイナスになっているものを認めるのは農業経営としてあり得ない。この収支計画でいけば成り立たないはずなので、黒字になるというのであれば、で

	<p>はグループ全体の収支はどこにあるのかなということになるので、これは、もう一度というのが普通でないでしょうか。</p>
事務局長	<p>その関係についても説明を受けたときに話題になり、全道各地で展開したいということで、当町だけで採算は合わないということは話題にしています。法人として全体の土地で、売り先も販路も会社の方で計画を持っていて、不足に対しては資金援助なりしていくという方針であるということで説明を受けていて、結局そこは注視していかざるを得ない。合わなければ撤退もあるのか注視していかなければならないという心配はしておりました。ただ、新しい事業に入っていく会社なので、そういうことを進めていきたいということで全道各地の土地を求めて交渉を続けているということです</p>
議長	<p>これについては、現在のところ太陽光発電をするというものではないので、事務局の方で監視をしながら、何かあればすぐに報告させることにして、許可してはどうでしょうか。</p>
4番	<p>一つだけよろしいでしょうか。私は許可は構わないと思う。ただ、本社が補填していくといったときに、太陽光の会社が収支バランスが崩れたときに、この賃貸した土地はどうなるのですかという保全がないですね。今みたいに本社の資金でやるのと農業収支だけで純粋に成り立つ経営を考えたときに、農業委員会としては、太陽光の本社の利益をそこに注入するということを前提に認めるわけですから。</p>
1番	<p>他での営農実績はどうなっているの。そばであれば、ある程度面積あってもコンバインで刈るから、天気さえ良ければなんとかなるかもしれないが。大根とか玉ねぎ、にんじんは、これだけ北海道中に散らばっているとどうかと思う。ただ、太陽光発電については、委員会に許可が必要になるわけだから、あくまでも農作物を耕作するというのであれば許可してもいいと思う。これだけの規模でやるというのはどうかと思うが、ただ、新規就農だから、経営がなり立たないからダメだということにならないだろうし、例えば60歳で定年して野菜作りしながら20年でもやりたいという人も中にはいるんだろうから。</p>
議長	<p>全道的にもこうしたところは多く出ている。畑の上に太陽光パネルを設置するのは、パネルの面積でなく、杭の面積だということで法律的にかなりややこしくなっているが、それでも結構しているところはある。</p>
事務局	<p>順位4番については、先ほどの委員さん方の意見を踏まえて、一度ここは取り下げということにさせていただいてよろしいでしょうか。改めて聞き取り、資料が整いましたら、再度提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号順位4番については、取り下げをすることで決定します。</p>
議長	<p>次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号1番の議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請について議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第3号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>転用の理由は、既存厩舎が放牧地から遠く、営農効率の向上を図るために放牧地の近接地に厩舎等農業用施設を新築するものです。</p> <p>なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
5番	<p>議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮</p>

	問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第4号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第4号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番ですが、良好な農地に改良する砂利採取のための一時転用です。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。(質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に事務局より議案第4号2番の議案の説明をお願いいたします。
	<p>【議案第4号2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位2番についても、良好な農地に改良する砂利採取のための一時転用です。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。(質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号2番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。議案第5号1番と2番は関連がありますので、一括して事務局説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、所有権移転が4件、利用権設定が6件の10件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第5号1番及び2番を議案書をもとに説明】</p>

順位1番と2番は所有権を取得する方が同じで、経営規模拡大のため近隣の農地を買い受けたいものです。

なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番

議案第5号1番から2番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第5号1番から2番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第5号1番から2番の集積計画について、これを決定とします。

議長

次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、順位3番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

【議案第5号3番を議案書をもとに説明】

順位3番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を買い受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番

議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第5号3番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第5号3番の集積計画について、これを決定とします。

議長

次に順位4番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、順位4番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

【議案第5号4番を議案書をもとに説明】

順位4番ですが、経営規模拡大のため近親農業者の農地を買い受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番

議案第5号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第5号4番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第5号4番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位5番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位5番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

【議案第5号5番を議案書をもとに説明】

順位5番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第5号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号5番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号5番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位6番から7番については関連がありますので、一括して議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位6番から7番について、議案書をもとに説明します。

【議案第5号6番・7番を議案書をもとに説明】

順位6番と7番は利用権の設定を受ける方が同一で、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第5号6番7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号6番から7番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号6番から7番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位8番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位8番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

【議案第5号8番を議案書をもとに説明】

順位8番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第5号8番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長	採決いたします。議案第5号8番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号8番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に順位9番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位9番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。 【議案第5号9番を議案書をもとに説明】 順位9番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。 なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第5号9番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号9番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号9番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に順位10番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位10番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。 【議案第5号10番を議案書をもとに説明】 順位10番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。 なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第5号10番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号10番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号10番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に議案第6号、農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について、議題とします。 事務局より議案第6号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については、用途変更が1件です。議案書をもとに説明します。 【議案第6号1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、先ほど審議いただきました農地法第4条の1番で説明していますので説明は省略しますが、農振の農用地区域のため農業用施設用地として、用途変更について町長より意農業用施設用地として、用途変更について町長より意見を求められたものです。

	<p>昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、用途変更について適当とのご意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
5番	<p>議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第6号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第6号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。</p>
議長	<p>次に、議案第7号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第7号1番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については9件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第7号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番ですが、宅地が連続した都市計画区域内にある農地であり、この度ここを地目整理し処分するために願い出がありました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、周囲は宅地化されており、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
3番	<p>議案第7号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第7号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第7号1番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>
議長	<p>次に順位2番についてを、議題といたします。議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第7号2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位2番ですが、農用地区域外にある山林を切り開いた農地で、通年湿地のため農機具での管理も難しくなり、植林して山林に戻すべく現況証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、周囲は山林で、ぬかるみもあり、肥培管理が難しいことから山林とするのはやむを得ない旨のご意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
8番	<p>議案第7号2番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>

議長 採決いたします。議案第7号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第7号3番を議案書をもとに説明】

順位3番ですが、宅地が連続した都市計画区域内にある農地であり、この度ここを地目整理し処分するために願い出がありました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は宅地化されており、非農地である旨のご意見をいただいております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第7号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位4番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位4番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第7号4番を議案書をもとに説明】

順位4番ですが、宅地が連続した都市計画区域内にある農地であり、この度ここを地目整理し処分するために願い出がありました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は宅地化されており、非農地である旨のご意見をいただいております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第7号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号4番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位5番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位5番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第7号5番を議案書をもとに説明】

順位5番ですが、宅地が連続した都市計画区域内にある農地で、分筆時に残地で小さな農地が残っていて、この度ここを地目整理するために願い出がありました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は宅地化されており、非農地である

旨のご意見をいただいております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 たいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第7号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号5番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号5番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位6番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位6番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第7号6番を議案書をもとに説明】

順位6番ですが、農用地区域外にある山林を切り開いた農地で、既に木々が生い茂り、山林化していることから、ここを地目整理するため現況証明願いが出されました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は山林であり、非農地とするのはやむを得ない旨のご意見をいただいております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 たいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第7号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号6番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号6番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位7番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位7番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第7号7番を議案書をもとに説明】

順位7番ですが、申請地は既に住宅が立ち並んでいる場所にある農地で、この度ここを地目整理するために願い出がありました。
昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は住宅が立ち並び、非農地である旨のご意見をいただいております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 たいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第7号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号7番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号7番については現況証明を発給することと決定いたします。

<p>議長 事務局</p>	<p>次に順位8番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。 それでは、順位8番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。</p>
	<p>【議案第7号8番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位8番ですが、申請地は既に農業用施設が散在している農地で、この度ここを地目整理するために願い出がありました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたき、周囲は宅地や農業用施設が立ち並び、非農地である旨のご意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
<p>7番</p>	<p>議案第7号8番については、事務局の説明のとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。議案第7号8番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、議案第7号8番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に順位9番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、順位9番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。</p>
	<p>【議案第7号9番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位9番ですが、農用地区域外にある山林を切り開いた農地で、高齢のため傾斜地にある農地の管理が難しく、一部原野化しており、植林して山林に戻すべく現況証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたき、周囲は傾斜地の山林で、肥培管理が困難なため、非農地とするのはやむを得ない旨のご意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
<p>7番</p>	<p>議案第7号9番については、事務局の説明のとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。議案第7号9番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、議案第7号9番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第8号令和2年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、別添資料をご覧下さい。</p>
	<p>【議案第8号を議案書及び資料をもとに説明】</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。議案第8号については、承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>

議長	賛成多数ですので、議案第8号は承認することと決定いたします。
議長	次に、議案第9号令和3年度の下限面積の確認についてを議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、別添資料をご覧ください。 【議案第9号を議案書及び資料をもとに説明】 新規就農等の場合に下限面積、通常であれば2ha以上でなければなりません。施設園芸、ビニールハウスの場合は、2ha未満であっても経営できることから、2ha未満でも認めていくという方針の変更を行わないとするものです。以上、説明を終わります。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第9号については、承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第9号は承認することと決定いたします。
議長	次に、議案第10号農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いいたします。
事務局	議案第10号は、農業委員会の職員の任免についてでございます。この度、町の内示がありましたので、それに伴い承認願うものです。それでは、別添の議案をご覧ください。 【議案第10号を議案書及び資料をもとに説明】
議長	議案第10号については、承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第10号は承認することと決定いたします。
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第27回総会を閉会いたします。
	(終了時刻 午前11時50分) 以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。 令和3年3月30日(議事録調整日 令和3年4月26日) 新ひだか町農業委員会会長 ㊟ 議事録署名委員 ㊟ 議事録署名委員 ㊟